

長期継続契約を締結することができる 契約を定める条例

平成17年10月11日
条 例 第 2 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を次のとおり定める。

- （1）商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的である物品の借入れに関する契約
- （2）毎年4月1日から役務の提供を受ける必要がある契約

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。